

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省 総合通信基盤局
電波部 電波政策課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな)とうきょうとしんじゅくにしんじゅく

住所 東京都新宿区西新宿3-19-2

(ふりがな)ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

氏名 東日本電信電話株式会社

みうら さとし

代表取締役社長 三浦 惺

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

本最終報告書(案)の「電波利用料制度の見直しについての基本的な考え方」について、意見を述べる機会を頂きまして誠にありがとうございます。下記のとおり弊社の意見を提出いたしますので、よろしく取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

1. はじめに

逼迫帯域とされる6GHz以下の帯域では無線LANや第4世代携帯電話などの普及が期待されているため、弊社では国の施策に応じ周波数使用期限までに逼迫帯域での固定無線システムを6GHz帯以上の周波数へ移行もしくは光ファイバへの巻き取りを計画推進しています。

この無線システム(固定、衛星)は、離島・山間などでのルーラルエリアにおけるライフライン(ユニバーサルサービス)を確保するために主に局間中継用として利用しています。そのため、弊社においては新たな研究開発や新方式への更改のために相応の投資を行い、電話サービスの提供義務を果たしていきます。

特に、小笠原エリアは衛星方式によりユニバーサルサービスとしての電気通信サービスを提供していますが、ITU-Rの無線通信規則で定められた4GHz帯と6GHz帯の周波数を使用しています。

他にも3GHz以下の周波数では、有線方式にて提供困難な山間や国立公園などのエリアでアクセスラインとして、また、災害発生時の臨時回線設定のために利用するシステムを保有しています。

このような用途・エリアでは経済性や回線設定の迅速性等、無線方式の有用性を最大限に活用できる場所ですが、都市部と比べると需要も低く採算が合わない状況です。

今回の電波利用料制度の見直しにより、電波利用料が一層高額化された場合には更なるコスト増加となりライフラインを確保するための事業を圧迫することになります。

2. 逼迫地域・帯域の指標の考え方について(第4章 第3節)

「逼迫地域を特定するための指標については、人口密度や一人当たりの所得等を基本的な指標とすることが適当である」と記述されています。しかし、これを都道府県単位で適用すると東京都の島嶼部や小笠原エリアでは都心部に引きずられ経済的価値が非常に高くなることが想定されます。このような場合、「特定された逼迫地域のうち一部では、こうした基礎的な指標では捉えきれない地域ごとの個別事情も想定できることから、必要に応じ、電波利用に関する客観的指標に基づく補正の検討も求められると考えられる」とあるように、都道府県単位ではなく市町村単位での人口密度や一人当たりの所得等を勘案する、もしくは例外エリアとして取り扱っていただきますようお願いいたします。また、携帯電話だけでなく固定無線システムもデジタルディバイド解消に寄与していると考えられるため、この様な無線局についても一定の免除を要望します。(逼迫帯域における主な無線局設置市町村:別表1)

更に、逼迫帯域として3GHz以下に加えて、3～6GHz帯(低マイクロ帯)と定義されていま

す。弊社は、現在この低マイクロ帯を利用して固定無線システムを運用していますが、総務省殿のご指導の下、周波数割当計画に基づき6GHz帯以上へ移行する計画です。しかし、6GHz帯の固定無線システムの周波数割当は5,925-6,425MHzであり、下側の75MHzは逼迫帯域として定義されていますので、逼迫帯域からの除外を希望します。

なお、逼迫帯域でない6GHz以上の帯域は経済的価値が低いと考えられることや、新周波数の利用拡大に寄与する無線システムについては、より一層の利用インセンティブ効果を高めるために、料額算定において一定の減額もしくは免除を希望します。

3. 料額算定におけるその他の要配慮事項(第4章 第5節)

「防災無線や放送など、通常の市場活動を超えてユニバーサルサービス又はこれに準じた責務が法令等において規定されているものについては、料額の算定において、その公共性を勘案することが適当である」と記述されています。

弊社は、「日本電信電話株式会社等に関する法律」第3条において、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を義務付けられているため、経済的に採算が合わない離島や山間等のエリアでも電気通信サービスを提供する必要があります。

また、「災害対策基本法」第2条における指定公共機関として内閣総理大臣より指定を受けているところです。

本最終報告書(案)での原則論については、電波有効利用の観点から基本的に賛同いたしますが、このようなユニバーサルサービスの提供や災害対策等、経済的に採算が合わないエリアや公共性の高い用途については、市場原理に基づく電波有効利用のインセンティブ効果が機能しないことから、電波利用料額算定に当たっては一定の免除を要望します。

なお、周波数割当計画の見直しにより使用期限が定められた無線局については、他周波数等へ移行することで電波有効利用に寄与しているため、移行が完了するまでの間、一定の免除を要望します。

また、電波利用料額算出時の逼迫帯域・逼迫地域・量的要素の勘案については、複雑な手法ではなく簡略化された算出方法を採用していただきますようお願いいたします。

4. 電波利用社会発展のために戦略的に取り組むべき施策について(第5章)

電波利用社会の発展、電波資源の有効利用の観点から、電波利用料の一部を周波数逼迫対策等の研究開発などに充当することについて、基本的に賛同します。

しかし、官民での重複開発による使用料額の高額化が懸念されるため、電波有効利用につながる必要最低限の研究開発に限定していただくことと、その研究開発成果の享受方法等を明確化することを要望します。

また、電波の公平かつ能率的な利用を確保する観点から、電波利用料の用途は携帯電話の不感地対策のみならず、ブロードバンド通信等への適用等、対象となるサービス及び無線

局の選定について、今後更なる検討を進めることを要望します。

5. 納付義務者の範囲について(第6章)

(1) 免許不要局の扱い

① 帯域占有型

他の各種無線システムによる利用を排除・制限して占有していることにより電波監視の利益を受けていること等から、電波利用料を徴収すべきと考えます。

② 帯域非占有型

他無線システムと周波数を共用していること、今後発展が期待される小電力無線システムから電波利用料を徴収するとなると利用者の負担が増加しその発展・普及の阻害要因となるおそれがあること等から、電波利用料は非徴収とすべきと考えます。

(2) 国、地方公共団体の扱い

免許人間の負担の公平性から国・地方公共団体からも、用途・目的に応じて電波利用料を徴収すべきと考えます。なお、電波利用料の徴収が財政的な負担となり、サービス水準が低下することを避ける観点から、防災無線等の公共性が高い無線局については、一定の減免措置を講じることが必要であると考えます。

以上

(要旨)

本最終報告書(案)での原則論については、電波有効利用の観点から基本的に賛同いたします。しかし、弊社は「日本電信電話株式会社等に関する法律」第3条にて、経済的に採算が合わない離島や山間等のエリアでも電気通信サービス(ユニバーサルサービス)を提供する責務があります。また、「災害対策基本法」第2条における指定公共機関として内閣総理大臣より指定を受けているところです。このようなユニバーサルサービスの提供や災害対策など、経済的に採算が合わないエリアや公共性の高い用途については、市場原理に基づく電波有効利用のインセンティブ効果が機能しないことから、電波利用料額算定に当たっては一定の免除を要望します。

料額算定のあり方において、逼迫地域の指標の考え方の単位として都道府県が挙げられていますが、これを適用すると東京都の島嶼部や小笠原エリアでは都心部に引きずられ、経済的価値が非常に高くなるのが想定されます。したがって、都道府県単位ではなく市町村単位での人口密度や一人当たりの所得などを勘案する、もしくは例外エリアとして取り扱っていただきますようお願いいたします。また、携帯電話だけでなく固定無線システムもデジタルディバイド解消に寄与していると考えられるため、この様な無線局についても一定の免除を要望します。

電波利用料の用途拡大に伴い、研究開発等に電波利用料を充当するとありますが、官民での重複開発による使用料額の高額化が懸念されるため、電波有効利用につながる必要最低限の研究開発に限定することと、その研究開発成果の享受方法等を明確化することを要望します。

帯域占有型の免許不要局については電波監視の利益を受けていることなどから、電波利用料を徴収すべきと考えます。また、国、地方公共団体の無線局についても電波利用料を徴収すべきと考えますが、電波利用料の徴収が財政的な負担となり、サービス水準が低下することを避ける観点から、防災無線等の公共性が高い無線局については、一定の減免措置を講じることが必要と考えます。

以上

逼迫帯域における無線局の主な設置場所（離島、山間等）

関東		信越					東北				北海道			
東京都	神奈川県	千葉県	茨城県	群馬県	山梨県	長野県	新潟県	宮城県	福島県	山形県	岩手県	青森県	北海道	
大島町* 利島村* 新津島村* 神津島村* 三宅村* 御蔵島村* 青ヶ島村* 小笠原村** 八丈町***	秦野市* 小田原市** 真鶴町**	館山市**	大子町* つくば市*** 土浦市***	昭和村* 片品村* 長野原町* 六合村*	富士吉田市* 西桂町*	駒ヶ根市* 茅野市*	栗島浦村** 村上市**	宮鹿町*	福島市* いわき市***	長井市* 飯豊町* 小国町* 新庄市* 大蔵村* 西川町* 山形市* 酒田市**	宮古市*** 山田町***	青森市* 十和田市*	伊達市* 豊浦町* 小平町* 留萌市* 浦河町* 様似町* えりも町* 紋別市* 端野町* 網走市* 富良野市* 豊富町* 愛別町* 上富良野町* 平取町* 共和町* 中富良野町* 鹿沼町* 上川町* 白老町* 壮瞥町* 穂別町* 蘭越町* 大樹町* 上幌町*	鹿追町* 清水町* 帯広市* 釧路町* 釧路市* 鶴居町* 厚岸町* 北見市* 留辺蘂町* 美幌町* 千歳市* 知内町* 岩内町* 七飯町* 利尻富士町** 奥尻町** 熊石町** 礼文町** 稚内市** 羽幌町** 静内町*** 中頓別町*** 浜頓別町*** 鶴川町***
		*: 各エリアの離島、山間、平原等 **: 離島ルートの発着局等 ***: 航空通信用無線局等エントランス												